

経済産業省

平成10・10・09資第3号

平成10年10月16日

{ 改正 平成16・09・24総第2号 }
{ 改正 平成17・03・15総第22号 }

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令に基づく
経済産業大臣の処分に係る審査基準について

経済産業大臣 中川 昭一

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

省令第1条第1号の規定による電気主任技術者免状に係る学校等の認定に係る審査基準は、「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1項第1号の規程による電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準（平成14・2・22原第5号）」（別添）のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成10年10月16日から施行する。

附 則（平成16・09・24総第2号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17・03・15総第22号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。